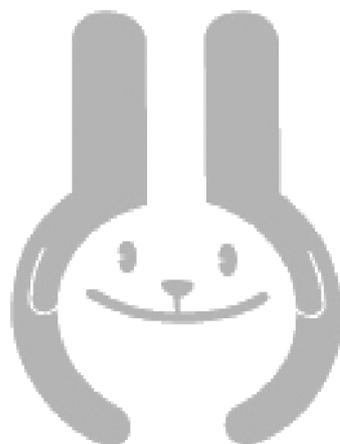


保存版

エコロ制度 ガイドブック

エコロ会員同士の「たすけあい」のしくみです

たすける たすかる つなげる ひろげる



「エコロ」とはイタリア語で「はい、どうぞ。」
気軽にサポートしましょう、という気持ちを
込めて名付けられました。一見かわいいウサギに
見える「エコロマーク」は逆さにすると、差し
伸べる両手が図案化されています。困ったときに
手を差し伸べて助け合う気持ちを表現しています。



目 次

2	加入手続き	22	⑮自動車自損事故の見舞金
2	サポーター登録	23	⑯サポーター保険の免責補填
2	サポーター保険	24	⑰活動費の盗難保障
3	エコロサポートのきまり	25	⑱赤ちゃん誕生祝い
3	用語の説明	26～27	サポートを依頼するとき
4	くらしのサポート	28	サポートをするとき
5	くらしのサポート申請書	29	エコロサポーター登録用紙
6	サポーターの探し方	30	集団託児手引き（依頼者用）
7～11	組合員活動サポート	31	集団託児手引き（サポーター用）
7	⑤注文代行	32	集団託児手引き（主催者用） 企画から終了までの流れ
7	⑥消費材の保管・配達	33	集団託児手引き （主催者用チェックシート）
8	⑦消費材・受け取り容器の 汚損・破損・盗難保障	34	エコロさんと たすけあいグループ
8	⑧集団託児	35	たすけあいグループ登録届
8	⑨家族の見守り・託児・送迎	36	ワーカーズ利用補助制度
9	⑩家族の施設利用	37	よりそいサポーターとTハウス
9	⑪事故の治療費と入院見舞金	38	生涯学習と地域交流
10	⑫死亡弔慰金	39	エコロ基金
10	⑬対人・対物賠償責任保障	39	エコロ基金運営管理規定
10	⑭自己所有物の 破損・紛失・盗難保障	40～41	エコロ制度規約・細則
10	⑮自動車自損事故の見舞金	42	家族の範囲
11	⑯サポーター保険の免責補填	43	エコロ制度加入申込書
11	⑰活動費の盗難保障	43	エコロサポート つぶやきカード
11	⑱赤ちゃん誕生祝い	45	給付申請書提出控え
11	⑲エコロ加入 30 周年記念品	裏表紙	エコロコーディネーター連絡先
12～27	組合員活動サポート申請書		
12	⑤注文代行		
13	⑥消費材の保管・配達		
14	⑦消費材・受け取り容器の 汚損・破損・盗難		
15	⑧集団託児		
16	⑨家族の見守り・託児・送迎		
17	⑩家族の施設利用		
18	⑪事故の治療費と入院見舞金		
19	⑫死亡弔慰金		
20	⑬対人・対物賠償責任保障		
21	⑭自己所有物の 破損・紛失・盗難保障		

給付申請書、各種書式は、
HP からダウンロードするか
コピーして使用してください。



検索 生活クラブ埼玉 エッコロ書式

エコロ制度によるこそ

エコロ制度は毎月 100 円の会費で
おたがいさまのたすけあいと地域の福祉活動を応援するしくみです

100 円の会費で 2 つの目的

1. 会員同士のたすけあい

【くらしのサポート】

日常生活での「ちょっと困った」をサポート。

【組合員活動サポート】

活動中の事故やケガ、消費材破損の保障など、家族の見守りなどのサポート。

【お祝い】

出産と加入 30 年のお祝い。

あなたの 100 円は
いざというときあなたを助けるだけでなく
あなたの隣にいるかも知れない
今困っているあの人を
支えることができるのです

2. たすけあいのまちづくり

【Tハウス】

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所を身近に作っています。

【生涯学習と地域交流】

子育て支援や生活技術など、暮らしを良くする講座の開催や、地域での交流を支援します。

【エコロ基金（100 円のうちの 10 円）】

地域の課題に取り組むワークスを支援しています。

【エコロ制度を支える活動】

サポート成立を助けるコーディネートや、審査・給付に関する活動などを支えます。

サポートってなに？

◇今できる人が、今困っている人へ、日常の範囲でのちょっとしたお手伝いをする事。

◇サポーターには“ありがたい気持ち”として「サポート料」がエコロ会費の中から支払われます。

◇あなた自身が依頼者(助けてもらう人)であり、サポーター(手助けする人)です。

◇日常生活の範囲でできる、おたがいさまの関係ですから、ふだん通りに気張らずさりげなく・・・で大丈夫です。

顔の見える関係=つながりを作りたい

～私たちがエコロに取り組むワケ～

暮らしの中でちょっと困った時、ちょっとだけ誰かに頼りたいとき、身近に助け合える関係があったらとても心強いし、安心して暮らせます。生協の目指す「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」。

私たちはおたがいさまのたすけあいで、その実現を目指しています。

加入手続き

- ◇コールセンター・デポーに申し込むか、加入申込書(P43)に記入して配達便で出してください。
- ◇申し込みが受理された日から利用できます。
- ◇会費(月額100円)は共同購入代金と一緒に引き落とされます。

◇退会する場合はコールセンターに連絡してください。

◆コールセンター TEL 048-423-7991

受付時間 月～金 9:30～18:00

(夏季・年末年始の休業日を除く)

サポーター登録



- ◇登録をしてサポーターになりましょう。
- ◇会員本人と18歳以上の家族はサポーターになることができます。
- ◇サポーターになるとサポーターリストに登録され、コーディネートの対象になります。

◇webで申請するか、サポーター登録用紙(P29)を配達便またはデポーに提出してください。

◇登録内容に変更があった場合には、エッコロコーディネーターまたは福祉推進部へ、電話・メール(裏表紙参照)で連絡してください。

サポーター保険

- ◇サポート中の傷害・賠償事故に適用されます。サポーターが安心してサポートを行うための保険です。
- ◇「⑩家族の見守り・託児・送迎」でエッコロ未加入者に依頼した場合も対象となります。
- ◇賠償責任保険は、サポート開始から終了までが対象です。
- ◇傷害保険は、サポーターが家を出てからサポートを終えて帰宅するまでが対象です。ただし、途中寄り道した場合の事故は対象外です。

◆サポーター保険が適用されないケース

- ・⑩家族の施設利用(P9参照)
- ・自動車による送迎中の事故

※上記2点について、保険対象外であることを双方で必ず確認してください。

事故が発生したときの連絡先

本部福祉推進部

TEL 048-424-2763

保険の種類	保険の内容	備考
賠償責任保険	身体・財物賠償 1億円 見舞金、事故・示談交渉費用 各30万円 人格権侵害賠償30万円 (免責5,000円)	・対物(破損)の申請には写真が必要となります。 ・免責分は「⑩サポーター保険の免責補填」を利用できます。(P11参照)
傷害保険	死亡・後遺障害 300万円 入院 3,000円/日 通院 2,000円/日	・入院180日間限度 ・通院90日間限度 ・サポート場所への往復も保障

※生協が申請し、保険会社の判断に基づき保険金が支払われます。

エッコロサポートのきまり

- ◇サポートを依頼できるのはエッコロ会員のみです。
- ◇サポーターになれるのは、エッコロ会員本人と 18 歳以上の家族です。
 - ※「⑨活動中の家族の見守り・託児・送迎」のみ、エッコロ未加入者もサポーターになれます。
- ◇就業を理由とした依頼はできません。
- ◇家族間でのサポートは対象外です。
- ◇専門的な看護・介護には対応しません。同様に専門的な知識・技術が必要な保育、また首の据わっていない乳児へのサポートはできません。
- ◇感染症にかかっている場合、対面サポートは実施しません。
- ◇依頼者がサポーターを自分で探した場合は、給付対象事由であることの確認のため、原則としてサポート実施前にエッコロコーディネーターに連絡してください。
- ◇給付は 15 分単位です。

対象となる組合員活動とは

- ◇仲間づくり
- ◇会議、集会、企画、イベントの主催または参加
- ◇消費材の利用、受け取り、支払い
- ◇デポワーク

家族の範囲

- ◇エッコロ制度で言う「家族」とは、同居・別居を問わず 2 親等までです。

サポート料の申請

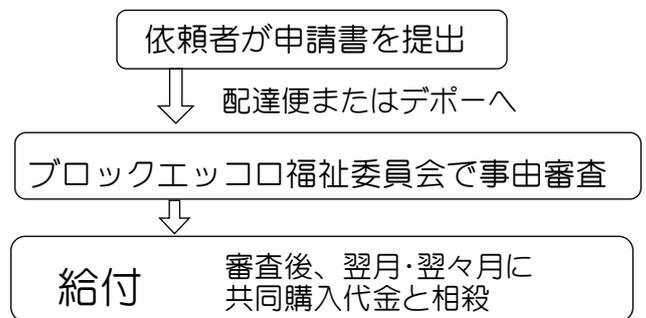
- ◇申請は依頼者が行います。
- ◇サポート実施後 60 日以内に、指定の書式で申請してください。(時効は 1 年です)
 - ※「⑦消費材・受け取り容器の汚損・破損・盗難」のみ 2 週間以内。
- ◇申請書式は HP からダウンロードするか、コピーして使用してください。

検索 生活クラブ埼玉 エッコロ書式



サポート料の給付

- ◇サポート料はサポーターに支払われます。
- ◇申請内容を「エッコロ福祉委員会」で審査後、翌月または翌々月の共同購入代金と相殺します。給付額は個人引落通知書の「エッコロ給付」欄で、詳細は同時配布の「給付のお知らせ」で確認してください。
- ◇サポーターがエッコロ未加入者、ワーカーズ、施設の場合は、依頼者に支払います。立て替え払いをし、領収書を添えて申請してください。
- ◇交通費や発生した実費は依頼者が負担します。



用語の説明

エッコロ会員

エッコロ会費（100 円/月）を支払いエッコロ制度に加入している人。

サポーター

エッコロのサポート(おたがいさまのちょっとした手助け)をする人。

エッコロコーディネーター

 (裏表紙参照)

ブロック内でサポートを依頼したい人とサポートする人をつなぐワーカーズ。

エッコロさん

 (P34 参照)

支部内のコーディネートをする人。

エッコロたすけあいグループ

 (P34 参照)

支部内の意思あるサポーターが任意で作るグループ。

たすけあいワーカーズ

 (P36 参照)

地域の課題解決を目指し、福祉的な事業をしている団体。

ワーカーズ利用補助制度

 (P36 参照)

会員同士でサポートが成立しない場合、依頼者が費用負担なく(給付限度内)近隣の「たすけあいワーカーズ」に依頼できるシステム。

よりそいサポーター

 (P37 参照)

Tハウスを開催し運営の中心となる人。

くらしのサポート

- ◇ 暮らしのなかで、ちょっと困った時にエッコロ会員同士でたすけあうしくみです。顔の見える関係を地域に作ることを目指しています。
- ◇ 日常生活の範囲内でのお手伝いです。介護や看護など専門的な技術、知識が必要なサポートは行いません。
- ◇ サポート料はエッコロ制度からサポーターに給付され、依頼者負担ではありません。ただし交通費や発生した実費は依頼者が負担します。
- ◇ ワーカーズ利用補助制度が利用できます。(P36 参照)
- ◇ 車両事故の保障はありません。サポーターを自分で探す場合は、サポーター保険の対象外であることを双方で必ず確認してください。
- ◆ **くらしのサポートで、できないこと**
 - ・ 家族間(2親等)のサポート
 - ・ 就業を理由としたサポート

項目	① ケガ・病気 サポート	② 子育て サポート	③ 困ったときの サポート
誰が	・ 会員本人と家族	・ 会員本人と配偶者	・ 会員本人
どんな時	・ 通院、入院、療養中	・ 妊娠中から子育て期	・ 暮らしの中でちょっと困ったとき ・ 被災したとき
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の家事（掃除、洗濯、炊事、買い物、住居や庭の手入れ） ・ 家族の見守り、話し相手、託児 ・ 自宅被災時の後片付け ・ 送迎、付添い ・ インターネット関連の手伝い ・ ペットの世話 ・ 消費材の配達 		
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 700 円/時間(① ② ③ 合わせて 10,500 円/年度) ・ 1 回 2 時間程度を目安とし、15 分単位で申請してください 		
利用例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の付添いや診察券出し ・ 手を骨折し掃除を依頼 ・ 感染症の疑いで自宅待機中の買い物依頼 ・ 本人入院中の家族の食事の支度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参観日に下の子の託児を依頼 ・ つわりがひどいので食事の支度をしてほしい ・ ハローワークに行くので子どもを預ける ・ 産後すぐなので班の荷受け場所から自宅まで消費材を運んでほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球の付け替え、季節物の入れ替えなど軽作業 ・ インターネット上での各種申請などのスマートフォンやパソコンの操作 ・ 自宅が火事、片付けを頼みたい ・ 介護や育児、生活上のトラブルなどで困ったときのリフレッシュ

④ 「生活と自治」リーディングサービス

- ・ 生活と自治の購読者で、希望する方が利用できます。組合員ボランティアが音訳しています。
- 【申込方法】本部に電話で申し込み。毎月音声 CD が届きます。依頼者の費用負担はありません。

くらしのサポート申請書[月分]

(月毎にまとめて翌月末までに提出)

- ◆ 支給限度額 くらしのサポート①②③合計 10,500 円/年度
- ◆ 自分でサポーターを探した場合はコーディネーターへの事前連絡が必要です

依頼者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配 / デポー			

利用したサポート (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	依頼理由
<input type="checkbox"/> ①ケガ・病気サポート <input type="checkbox"/> ②子育てサポート <input type="checkbox"/> ③困ったときのサポート	

コーディネーター方法 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)
<input type="checkbox"/> 自分でサポーターを探した ※コーディネーターへの事前連絡 月 日 <input type="checkbox"/> エッコロさんへ依頼した <input type="checkbox"/> コーディネーターへ依頼した ※ワーカーズを利用した場合はコチラも <input checked="" type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/>

サポート場所 (どちらかに○) : 1、依頼者自宅 2、その他 ()

サポーター記入欄 (ワーカーズに依頼した場合は組合員コード欄にワーカーズの団体名を記入)

サポート日	サポート時間	サポート内容	サポーター氏名	組合員コードまたは ワーカーズ名	金額
月 日	時間 分				
月 日	時間 分				
月 日	時間 分				
月 日	時間 分				
月 日	時間 分				

サポート料 金額計算	700 円×サポート時間計 (時間 分) =	円
ワーカーズ利用料金金額計算	円×サポート時間計 (時間 分) =	円
今年度累計金額 円	年度内残額 10,500 円 -	円 = 円

- ・申請時間は 15 分単位です。(175 円/15 分)
- ・サポート料はサポーターに給付します。
- ・ワーカーズ利用の場合、サポート料は依頼者に給付します。立替払いをし、領収書を添付して申請してください。
- ・ワーカーズ利用補助制度の詳細は P36 参照。
- ・交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

組合員活動サポート

- ◇ 会員本人が、組合員活動を行う場合のサポートです。
- ◆ 対象となる組合員活動
 - ・仲間づくり
 - ・会議、集会、企画、イベントの主催または参加
 - ・消費材の利用、受け取り、支払い
 - ・デポーワーク
- ◇ サポート料はエコロ制度から給付され、依頼者負担ではありません。ただし交通費や発生した実費は依頼者が負担します。
- ◇ 託児の対象は、首の据わった乳児から小学生までです。
- ◇ 家族間(2親等)のサポートは対象外です。
- ◇ サポート依頼の場合、デポーでの利用促進等の不特定多数に向けたイベント参加や買い物を理由とする利用はできません。
- ◇ 活動保障の場合、荷受け場所やデポーへの買い物の行き帰りも対象です。ただし、寄り道をしたときの事故は対象外です。

⑤ 注文代行	サポート料 200 円/回 (年度内 52 回まで)
できること <ul style="list-style-type: none"> ・OCRの記入、提出 ・電話、eくらぶでの注文 ・カタログやチラシの読み上げ、説明 	例えば、どんな時に使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・視力が弱かったり、細かい字が見えにくいとき ・文字の記入が難しいとき ・日本語での電話や読み書きに困難があるとき 
<p>※デポー利用時は対象外です。買い物に支援が必要なときは「くらしのサポート」を活用してください。</p>	

⑥ 消費材の保管・配達	サポート料 300 円/回 (回数制限なし)
できること <ul style="list-style-type: none"> ・取りに行くまでの保管 ・消費材を家まで運ぶ 	例えば、どんな時に使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加して班の荷受けができないとき ・活動場所が遠くて、当日中に取りにいけないとき
<p>※組、結での保管は対象外です。 ※デポーは対象外です。日時の決まっている荷受けではないので、活動のない時に利用してください。</p>	

<p>⑦ 消費材・受け取り容器の汚損・破損・盗難保障</p> <p>【配達当日限定】</p>	<p>給付限度：汚損・破損 30,000 円/年 盗難 30,000 円/年 受け取り容器代 10,000 円/年(班・組) 1,500 円/年(個配)</p> <p>給付対象：被害実額</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配達当日の被害の実額(使えない部分のみ)補償 ・デポーや配達場所から自宅玄関に入るまでが対象 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配達先に取りに行ったら、消費材がなくなっていたとき ・玄関に入る前に消費材を落として割ったとき ・カラスや猫などに消費材を荒らされたとき
<p>※デポー店内での未清算消費材は生活クラブ負担です。 ※受け取り容器代は班・組にエコロ未加入者がいた場合、その分減額になります。 ※2週間以内に申請してください。</p>	

<p>⑧ 集団託児</p>	<p>サポート料：700 円/時間（回数・時間制限なし）</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動会場などで参加会員の子ども・孫を預かる 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者が託児を実施する、会議やイベント等に参加するとき
<p>※主催者が託児態勢を整えます。（集団託児手引き P30～33 参照） ※依頼者は主催者へ託児を申し込んでください。（P30 参照） ※依頼者がエコロ未加入者の場合、子ども・孫1人あたり500円を徴収します。（当日加入可） ※サポート時間は15分単位です。</p>	

<p>⑨ 家族の見守り・託児・送迎</p>	<p>サポート料：700 円/時間（時間制限なし） 給付限度：5,000 円/回（回数制限なし） ☑️ワーカーズ利用補助制度使用可(P36 参照)</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動参加中の家族の見守り・託児・送迎 ・エコロ未加入者のサポーターも可 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デポーの学習会に参加するが、幼稚園のお迎えに間に合わないため、園に登録している友人に迎えを頼むとき ・リモート会議に参加する間、自宅で高齢の親を見守ってもらうとき ・参加したいイベントに集団託児がないとき
<p>※サポーターがエコロ未加入者・ワーカーズの場合は領収書が必要です。サポート料は立て替えて領収書をもらってください。 ※サポート時間は15分単位です。 ※送迎中の車両事故の保障はありません。 ※デポーでの買い物は対象外です。</p>	

<h2>⑩ 家族の施設利用</h2>	<p>給付限度：5,000 円/回（回数制限なし）</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動中、家族が通常利用している施設の時間延長や一時預かりを利用する ・高齢者や障害のある家族なども対象 <p>対象となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、学童保育、高齢者・障害者施設、ファミリーサポートセンター、ベビーシッター、介護ヘルパー、生活支援等事業者 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントに参加するため、延長保育を利用するとき ・運営委員会等に参加するため、親をデイサービスに預けるとき ・宿泊研修に参加するため、預け慣れているベビーシッターを利用するとき 
<p>※複数人が利用した場合（兄弟姉妹、両親など）、利用者 1 人に対して限度額 1 回 5,000 円です。 ※デポでの買い物は対象外です。活動参加前後に買い物をした場合は買い物中の時間を除いて申請してください。 ※施設発行の領収書が必要です。（コピー可） ※サポーター保険対象外。</p>	

<h2>⑪ 事故の治療費と入院見舞金</h2>	<p>給付額：治療実費 単年度通算 50,000 円限度 入院見舞金 1 事由 10,000 円</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動中の本人が不慮の事故で通院、入院した場合の治療実費補償 ・入院見舞金の支払い ・補聴器・メガネ等の身体機能を補う医療器具修理費も治療費の範囲とする 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デポでの買い物中にケガをして通院したとき ・消費材の受け取りやデポの行き帰りに転倒して入院したとき ・交流会参加中にメガネを壊したとき 
<p>※一事由につき一申請（通院・入院通算）です。最終支払後 60 日以内に申請してください。 ※申請には治療費・修理費等の領収書が必要です。（コピー可）</p>	

<p>⑫ 死亡弔慰金</p>	<p>給付額：15,000円</p>
<p>※本人が活動中の不慮の事故で死亡した場合。弔慰金をご遺族にお支払いします。</p>	

<p>⑬ 対人・対物 賠償責任保障</p>	<p>給付額：単年度通算 50,000円限度 給付対象：治療費及び修理費等</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中に賠償責任が生じた場合の治療費・修理費等の補償 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試食会に参加した時に、公民館の備品を壊した ・イベントでテントが倒れ来場者にケガをさせた
<p>※事由発生後すみやかに、コールセンター・デポーに連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車による事故は対象外です。 ・対物賠償申請には写真と修理費等の領収書が必要です。(コピー可) 	



<p>⑭ 自己所有物の 破損・紛失・盗難保障</p>	<p>給付額：単年度通算 10,000円限度 給付対象：被害実費</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中の自己所有物の破損・紛失・盗難被害の補償 ・自転車、バイクを含む 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部活動に参加した時に、靴を間違えられた ・デポーの帰りに自転車のタイヤがパンクした ・持参したカメラがなくなり、盗難届を出した
<p>※事由発生後すみやかに、コールセンター・デポーに連絡してください。</p> <p>※買替え、修理費等の領収書が必要です。(コピー可)</p>	



<p>⑮ 自動車自損事故の 見舞金</p>	<p>給付額：5,000円/回 (回数制限なし) 警察に届けた上、事故証明を添付して申請</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中または活動参加のための自動車運転中の自損事故の見舞金 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から活動場所へ向かっているとき ・チラシまきでの移動途中

<p>①⑥ サポーター保険の 免責補填</p>	<p>給付額：5,000 円/回（回数制限なし） サポーター保険適用後に賠償責任保険の免責部分 （5,000 円）の自己負担が生じた場合に補填</p>
-----------------------------	---

<p>①⑦ 活動費の盗難保障</p>	<p>給付対象：被害実額×構成員のエッコロ加入率 申請には警察署の盗難届受理番号が必要です</p>
--------------------	---

<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班・組・地区・支部・デポの活動費の盗難保障（結、連は対象外）
--

<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動費を家で保管中、盗難にあった。 ・活動費の入ったカバンを盗られた。

※エッコロ未加入者がいた場合はその分減額となります。
※販売の場での売上金盗難は対象外です。

お祝い

<p>①⑧ 赤ちゃん誕生祝い</p>	<p>給付内容：石けんセットと木のおもちゃ ※内容は変更する場合があります</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ・本人・配偶者が出産したときのお祝い ・赤ちゃんひとりに1セット 	<p>出産後60日を目途に、本人または家族が申請してください。</p>

 <p>①⑨ エッコロ加入 30 周年記念品</p>	<p>エッコロ加入継続 30 年目のエッコロ会員に、お知らせを兼ねた記念品の申請書が届きます。明記された締め切りまでに提出して受け取ってください。</p>
---	---

サポーター保険対象

⑤注文代行[月分] (月毎にまとめて翌月末までに提出)

- ◆ 注文 1 回分につき 200 円 (年度内 52 回まで)
- ◆ 自分でサポーターを探した場合はコーディネーターへの事前連絡が必要です。
- ◆ デポーは対象外です。

依頼者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配			
依頼理由				

コーディネート方法 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	
<input type="checkbox"/> 自分でサポーターを探した	※コーディネーターへの事前連絡 月 日
<input type="checkbox"/> エッコロさんへ依頼した	
<input type="checkbox"/> コーディネーターへ依頼した	

サポーター記入欄

注文回	サポーター氏名	組合員コード	金額
月 回			
月 回			
月 回			
月 回			
月 回			

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日
(依頼者・サポーター以外の組合員、または配達担当者の署名)

- ・ 交通費や発生した実費は依頼者が負担します。
- ・ サポート料はサポーターに給付します。
- ・ デポーでのギフトなどの注文に支援が必要なときはデポーワークスが対応します。
- ・ 買い物に支援が必要なときは「くらしのサポート」を活用してください。

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

サポーター保険対象

⑥消費材の保管・配達[月分]

(月毎にまとめて翌月末までに提出)

- ◆ 注文 1 回分につき、保管・配達合わせて 300 円
- ◆ 自分でサポーターを探した場合はコーディネーターへの事前連絡が必要です。
- ◆ 組・結での保管は対象外です。
- ◆ デポーは対象外です。

依頼者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配			
依頼理由				

コーディネート方法 (いずれかに)

- 自分でサポーターを探した ※コーディネーターへの事前連絡 _____ 月 _____ 日
- エッコロさんへ依頼した
- コーディネーターへ依頼した

サポーター記入欄

サポート日	サポーター氏名	組合員コード	サポート内容	金額
月 日			保管 配達	
月 日			保管 配達	
月 日			保管 配達	
月 日			保管 配達	
月 日			保管 配達	

上記内容を証明します 署名 _____ 月 _____ 日

(依頼者・サポーター以外の組合員、または配達担当者の署名)

- 交通費や発生した実費は依頼者が負担します。
- サポート料はサポーターに給付します。
- 対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。

申請書提出後の「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑦消費材・受け取り容器の汚損・破損・盗難保障

【配達当日限定】

事由発生日から2週間以内に提出してください。

- ◆ 配達当日に発生した汚損・破損・盗難が対象です。
- ◆ 汚損・破損、盗難それぞれ単年度通算3万円上限（使用できない部分のみ）
- ◆ 受け取り容器代も対象（個配1,500円上限、班・組10,000円上限）

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / デポー			

※ いずれかに○→ **汚損** **破損** **盗難**

発生場所 1. 荷分け場所 2. デポーや配達場所からの運搬中（玄関に入るまで）

発生状況を具体的に

荷分けミス、遅配・誤配でないか確認した（盗難の場合）

再発を防止するための対策

 ①申請者が行う対策

 ②配達・デポー担当者への依頼事項

品目	単価	数量	金額(税込)
申請金額（税込）			円

※配達明細表の金額は税込金額です。
（消費税分請求可）

※班・組の方は還元額分（4%値引き分）
を差し引いた金額を記入してください。

※受け取り容器代は、班・組にエッコロ
未加入者がいた場合、その分減額となります。

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日
（班・組は申請者以外の組合員の署名 個配・デポーは署名不要）

- ・汚損・破損は使用に耐えない場合とし、動物による被害も補償します。
- ・デポーや配達場所から自宅玄関に入るまでが対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

申請書提出後に開催される「エッコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄 配達・デポー担当者署名 _____

受付日	年 月 日	受付者	
配達日時	月 日 時頃	配達担当者	
品目と受注情報の照合			

サポーター保険対象

⑧ 集団託児

- ◆ 本人が活動中の、家族の託児が対象です。
- ◆ 対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ◆ デポーでの不特定多数に向けたイベントへの参加の場合は対象外です。学習会への参加や主催者として活動する場合は利用できます。

主催者 記入欄	活動内容	担当者名	
	主催団体名	組合員コード	
サポート 日時	サポート日： 月 日 コーディネート依頼日： 月 日 午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分 サポート時間計： 時間 分		
託児会場			
子どもの 人数・金額	エッコロ会員の子ども・孫 〔 名〕 エッコロ未加入者の子ども・孫〔 名〕×500円＝ 円		

- ・サポート時間は託児会場に入ってから出るまでです。(給付は15分単位)
- ・当日託児会場で託児がキャンセルになった場合は700円+交通費をサポーターに給付します。その場合は、下記表に時間0分、給付金額700円と記入してください。
- ・エコロ未加入者からは子ども・孫1人当たり500円を集め、本部に入金願います。
- ・開催日から60日以内に申請してください。

サポーター記入欄

※①給付金額は700円/1時間(175円/15分)で計算してください。

支部	サポーター氏名	組合員コード	時間		②実費 交通費	経路	合計金額 ①+②
			①給付金額				
			時間	分			
				円			
			時間	分			
				円			
			時間	分			
				円			
			時間	分			
				円			
合計		名		円	円		円

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

サポーター保険対象

⑨家族の見守り・託児・送迎

- ◆ 本人が活動中の、家族の見守り・託児・送迎が対象です。
- ◆ 1回 5,000円限度
- ◆ 自分でサポーターを探した場合はコーディネーターへの事前連絡が必要です。
- ◆ 対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ◆ デポーでの不特定多数に向けたイベントへの参加の場合は対象外です。学習会への参加や主催者として活動する場合は利用できません。

依頼者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配 / デポー			
依頼内容 いずれかに○→ 見守り 託児 送迎				
サポートを受けた人の名前： 年齢： 歳 依頼者との関係：				
サポート場所 (どちらかに○)： 1、依頼者自宅 2、その他 ()				
コーディネート方法 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)				
<input type="checkbox"/> 自分でサポーターを探した ※コーディネーターへの事前連絡 月 日				
<input type="checkbox"/> エッコロさんへ依頼した				
<input type="checkbox"/> コーディネーターへ依頼した ※ワークスを利用した場合はコチラも <input checked="" type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/>				

サポーター記入欄

サポート日	サポート時間	サポーター氏名	組合員コードまたはワークス名 エコロ未加入者の場合はTEL
月 日	開始： 時 分 終了： 時 分		

サポート料 金額計算	700 円 × サポート時間計 (時間 分) = 円
ワークス利用料金金額計算	円 × サポート時間計 (時間 分) = 円
申請額	円

主催者 記入欄	活動内容：
	主催団体名：
	活動時間：開始 時 分 終了 時 分

- ・ワークス利用補助制度の詳細はP36を参照してください。
- ・サポーターがエコロ会員以外の場合は、立替払いをして、下記領収証欄に記入するか、領収書を添付して申請してください。(サポート日から60日以内に申請) 審査後、サポート料は依頼者に給付します。
- ・交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者
-----	-------	-----

領収書	様	年 月 日
	金額	
	但 エッコロサポート料として	上記正に領収いたしました
住所	氏名	

⑪事故の治療費と入院見舞金

- ◆ 本人が活動中の不慮の事故で入院・通院した場合
- ◆ 治療実費（単年度通算限度額 50,000 円）
- ◆ 入院見舞金 10,000 円（回数限度なし ただし1事由につき1度）

* 治療実費確定後60日以内に提出してください。

事由発生証明書

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / デポー			

発生日	年 月 日	発生場所		
活動内容				
主催団体名				
病院名				
病院住所				
治療期間	年 月 日 ~	年 月 日		
傷病名とけがをした時の状況	傷病名（ ）			
<input type="checkbox"/> 入院	見舞金 10,000 円	申請金額合計		
<input type="checkbox"/> 治療費	円			

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日

（申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名）

- ・補聴器・メガネ等の身体機能を補う医療器具修理費も治療費の範囲とします。
- ・対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ・荷分け中、デポーでの買い物中、荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

※医療機関発行の治療費領収書等（コピー可）を添付してください。

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑫死亡弔慰金

◆ 本人が活動中の不慮の事故で死亡した場合 15,000 円

申請者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配 / デポー			

事由発生証明書

対象となる会員名	申請者との関係		
発生日	年 月 日	発生場所	
活動内容			
主催団体名			
事故の状況			
死亡弔慰金	15,000 円		

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日

(申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名)

- ・対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ・デポーや荷受け場所からの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。
- ・発生からなるべく60日以内に申請してください。

申請書提出後に開催される「エコ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑬対人・対物賠償責任保障

- ◆ 本人が活動中の事故で対人・対物賠償責任が生じた場合
- ◆ 治療費・修理費等（単年度通算限度額 50,000 円）

申請者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / テポ-			

事由発生証明書

被害者氏名 対物の場合はその名称		住所	TEL
発生日	年 月 日	発生場所	
状況と原因			
活動内容			
主催団体名			
請求額	治療費・修理費等		円

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日

（申請者以外の組合員・活動主催者・テポ-担当者の署名）

- ・ 事由発生後すみやかに、コールセンター・テポ-へ連絡してください。
- ・ 賠償責任の相手は問いません。
- ・ 自動車事故は対象外です。
- ・ 対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ・ 荷分け中・テポ-での買い物中、荷分け場所やテポ-からの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

※治療費もしくは修理費の領収書（コピー可）、対物賠償の場合は写真も添付してください。

（事由発生から60日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑭自己所有物の破損・紛失・盗難保障

- ◆ 本人が活動中、自己所有物（自転車・バイク含む）の紛失・破損・盗難にあった時
- ◆ 被害実費（単年度通算限度額 10,000 円）

事由発生証明書

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / デポー			

事由(いずれかに○)	紛失	破損	盗難
活動内容と発生場所	活動内容： 発生場所： 主催団体名：		
発生日時	年	月	日 時頃
状況と原因			
盗難の場合	届出警察署： 盗難届受理番号：		
紛失・破損・盗難被害	円		

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日
 （申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名）

- ・盗難の場合は警察署に盗難届を提出し、盗難受理番号を記入してください。
- ・対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ・荷分け中・デポーでの買い物中、荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

※買い換え、修理の場合は、領収書（コピー可）を添付してください。

（事由発生から60日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑮自動車自損事故の見舞金

- ◆ 本人が活動中に自動車自損事故を起こした時
- ◆ 見舞金 5,000 円（回数限度なし）

事由発生証明書

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / デポー			

活動内容と発生場所	活動内容： 発生場所： 主催団体名：
発生日時	年 月 日 時頃
状況と原因	
<input type="checkbox"/> 事故証明書添付	見舞金 5,000 円

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日
 （申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名）

- ・対象となる組合員活動は、P7「組合員活動サポート」を参照してください。
- ・荷分け中、デポーでの買い物中、荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

※自動車自損事故は警察署に届け、事故証明書を添付します。（コピー可）
 （事由発生から60日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑩ サポーター保険の免責補填

- ◆ サポーター保険の免責分（賠償責任保険の 5,000 円）の自己負担額の補填（回数制限なし）

申請者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / テポ-			

事由発生証明書

被害者氏名	
住所	TEL
サポート内容と発生場所	サポート内容： 発生場所：
発生日時	年 月 日 時頃
状況と原因	
請求額	円

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日

（申請者以外の組合員・活動主催者・テポ-担当者の署名）

- ・サポーター保険の申請書と一緒に提出してください。（事由発生から 60 日以内に申請してください。）
- ※破損の場合には、写真を添付してください。

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑰活動費の盗難保障

- ◆ 班・組・地区・支部・デポの活動費が盗難にあった時
- ◆ 保障額＝被害実額×構成員（班・組・地区・支部・デポ）のエッコロ加入率

申請者

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL（連絡の取りやすい番号）
	班 / 個配 / デポ			

事由発生証明書

盗難発生日	年 月 日
盗難発生場所	
届出の警察署	
盗難届受理番号	
盗難状況	
請求金額	円

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日

（申請者以外の組合員、配達・デポ担当者の署名）

- ・ エッコロ未加入者がいた場合はその分減額になります。
- ・ 販売の場での売上金盗難は対象外です。
- ・ 結、連は対象外です。

※警察署に盗難届を提出し、盗難受理番号を記入してください。

（事由発生から 60 日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

⑱赤ちゃん誕生祝い



- ◆ エッコロ会員本人または配偶者が出産した時
- ◆ 赤ちゃんひとりにつき、1 セットをお届けします。 ↑こちらから申請できます。

*** 出産後なるべく 60 日以内に提出してください。**

支部	いずれかに○	組合員コード	氏 名	TEL (連絡の取りやすい番号)
	班 / 個配 / デポー			

ふりがな	
お子さんの名前	
出生年月日	年 月 日 生まれ

上記内容を証明します 署名 _____ 月 日
(申請者以外の組合員、配達・デポー担当者の署名)

プレゼントの内容

- ◆石けんセット
(洗濯用無添加石けん、固型石けん、酸素系漂白剤、液体石けん)
 - ◆木のおもちゃ
 - ◆エコロコットンバック
- ・内容は変わる場合があります。
 ・エコロ制度加入後の出産に限ります。



申請書提出後に開催される「エコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

サポートを依頼するとき

◇困っていることを確認しましょう

- ・暮らしの中のちょっとした困りごとの場合…くらしのサポート① ② ③が使えます。
- ・組合員活動が理由の場合…組合員活動サポート⑤ ⑥ ⑧ ⑨が使えます。

◇依頼メモを記入しましょう

- ・これを作成してから電話してね！ みんながあなたの困ったをサポートしやすくなります。
- ・P3～P8を見ながら、サポーターに頼みたいことを☑してください

家事一般

- 買い物
- 食事の準備や後片付け
- 洗濯・布団干し・衣類の整理
- 掃除・ゴミ出し・片付け
- 季節品の入れ替え

託児・見守り

- 0歳～小学生までの託児
(首のすわらない乳児は対象外)
- 家族の見守り、話し相手

その他

- 庭や植物の簡単な手入れ
(水やり・草むしり)
- ペットの世話
- 送迎 (車両事故の補償はありません)
- 外出付き添い (通院・散歩・買い物)
- 簡単な修理 (電球の付け替えなど)
- 診察券出し
- インターネット関連の手伝い
- 災害時の後片付け
- 消費材の注文代行
- 消費材の保管・配達

※サポート時間の目安 _____ 時間 _____ 分くらい (サポート料の給付は 15 分単位です。)

上記項目以外の事や、気になることを記入しておきましょう。

※ワーカーズ利用補助制度 (P36 参照) を 利用する・利用しない

◇メモを手元に、連絡しましょう

- ・サポーターを自分で探す時 ➡ 直接サポーターに連絡 ➡ サポートが決まったらエッコロコーディネーターに連絡
- ・サポーターを探して欲しい時 ➡ エッコロコーディネーターに連絡 (裏表紙参照)
- ・支部にエッコロさんがいる場合 ➡ エッコロさんに連絡 (連絡先は支部配布物等で確認)

※「支部」と「組合員コード」「エッコロさんの連絡先」をこのガイドブックの裏表紙に控えておくと便利です。

◇必要に応じて事前打ち合せを設定しましょう

- ・お互いの安心のために、顔を合わせて打ち合せを行います。
- ・打ち合せの開催主体者は「サポート依頼者」です。サポーターが確定したら、事前打ち合せの日時も決めましょう。
- ・打ち合わせ時間はサポート時間に含まれます。 時間×サポーター人数で算出します。
- ・訪問のための交通費は依頼者負担です。

◇サポート当日の注意

- ・依頼内容は明確に伝えましょう。当日その場での急な依頼は、原則として対応できません。
- ・サポートに必要な物品は依頼者が用意します。なるべく生活クラブの消費材を使ってサポートさせてください。
- ・申請書を用意し、記入内容をサポーターとともに確認しましょう。申請書はサポート終了後、すみやかに提出してください。
- ・組合員活動サポート「⑨家族の見守り・託児・送迎」でエッコロ未加入者にサポートを依頼したときは、立て替え払いをして領収書をもらってください。申請書についている領収書を利用する場合は切り取らず提出してください。
- ・組合員活動サポート「⑩家族の施設利用」を利用したときは、立て替え払いをし、施設発行の領収書を申請書に添付してください。（コピー可）
- ・交通費は依頼者の負担です。当日精算してください。
- ・貴重品の管理は、ご自身でお願いします。

◆エッコロサポーターができないこと

- ・医療行為（服薬管理・点眼・褥瘡（床ずれ）の処置・点滴の抜針等）
- ・介護行為（更衣・入浴・排泄・食事・体位変換・起居等の介助、洗顔・洗髪・口腔ケア等の身体介助）
- ・専門的な知識や技術を要するサポート
- ・感染症にかかっている人との対面のサポート
- ・当日その場での新たな依頼（予定外の依頼は原則不可です）

自分でサポーターを探すとき

- ・組合員活動サポートの「⑨家族の見守り・託児・送迎」の場合は、家族以外の誰にでも依頼できます。
- ・上記以外の依頼をするときは、サポーターがエッコロ会員または登録済みの家族サポーターであることを確認しましょう。エッコロ未加入の組合員である場合は、会員登録をお勧めしましょう。（当日加入もOKです。）
- ・依頼内容が給付対象であることを確認するため、サポート実施前にエッコロコーディネーターに連絡しましょう。事前連絡が難しい場合はサポート実施後すみやかに連絡してください。申請までにエッコロコーディネーターへの連絡がない時は、事由審査の対象外となる場合があります。
※依頼内容が給付対象外となった場合は、サポーター保険も適用されません。サポーターを守るためにも、事前連絡をお願いします。

サポートをするとき

◇依頼を受ける前に

- ・サポーターになれるのはエッコロ会員本人と 18 歳以上の家族です。
- ・エッコロ未加入の方は、加入してからサポート依頼を受けてください。
(組合員活動サポート「◎家族の見守り・託児・送迎」のみ、エッコロ未加入者もサポートできます。)

◇依頼を受けてから当日まで

- ・都合が悪くなった時は、早めにエッコロさん、またはエッコロコーディネーターに連絡してください。
- ・身体の具合が悪くなった時、急用ができた時は、当日でも無理をしないで断ってください。
- ・サポーター本人や家族に感染症の疑いがある場合はサポートできません。

◇事前打ち合わせに伺いましょう

- ・お互いの安心のために、顔を合わせて打ち合わせを行います。
- ・打ち合わせの開催主体者は「サポート依頼者」ですが、サポーターもコーディネーターを通して事前打ち合わせを希望することができます。サポートが決まったら、事前打ち合わせの日時も相談して決めましょう。
- ・打ち合わせ時間はサポート時間に含まれます。訪問のための交通費は依頼者負担です。



こんにちは！
エッコロサポーターの
〇〇です。

◇サポート当日の注意

- ・身支度を整えて訪問し、まずは笑顔で自己紹介しましょう。
- ・依頼者は出産の前後や病気後等、様々な事情で困っているという事情を理解して、穏やかに接しましょう。個人的なことを詮索したり、自分の考えを強く主張しすぎたりしないよう気をつけましょう。
- ・サポート時に身につけるもの（エプロン、手袋、マスク等）は、サポーターが用意します。
- ・終了後、サポートした内容を申請書に記入し、依頼者と一緒に確認しましょう。
- ・申請書の提出は依頼者が行います。
- ・交通費は依頼者の負担です。当日精算し受け取ってください。
- ・持ち物、特に貴重品の管理は、ご自身でお願いします。

◆プライバシーを守りましょう

- ・依頼者のお宅で見知ったことは、第三者に（家族や友人等、誰にも）話さないでください。



エコロサポーター登録用紙（新規・継続）

エコロ会員と18歳以上の家族（家族サポーター）が登録できます。

2022年度から家族サポーターにもサポート料を給付します。（エコロ会員の口座にて共同購入代金と相殺します。）

サポーター登録者名（ ）

いずれかに○→（エコロ会員 / エコロ会員の18歳以上の家族）

電話（ ）携帯（ ）

メールアドレス（ ）



こちらから登録できます↑

※後日コーディネーターからサポート依頼の連絡をすることがありますので、日中連絡が取れる方法を記入してください。

（エコロ会員の氏名 _____ 支部名 _____ 組合員コード _____）

できる番号に○を付けてください。

20 年 月 日記入

番号	サポート内容	サポート料
1	買い物	700 円/時間
2	食事の準備	
3	洗濯・布団干し・衣類の整理	
4	掃除・ゴミ出し・片付け	
5	季節品の入れ替え（ストーブ、扇風機など）	
6	集団託児（組合員活動の会場での子どもの預かり）	
7	個人託児（個人宅での子どもの預かり）	
8	高齢者・障害者等、会員家族の見守りや話し相手	
9	植木・鉢花の水やり、草むしり等簡単な庭の手入れ	
10	ペットの世話	
11	送迎（車両事故の補償はありません）	
12	外出付き添い（通院・散歩・買い物など）	
13	簡単な修理（電球の付け替えなど）	
14	診察券出し	
15	インターネット関連の手伝い	
16	火事・災害時の後片付け	200 円/回
17	消費材の注文代行	
18	消費材の保管・配達	くらしのサポートの場合：700 円/時間 組合員活動サポートの場合：300 円/回
その他	できることがあれば記入してください。	
サポート実施可能日と時間帯 （○または具体的に希望があれば記入）	月 火 水 木 金 土 日 不定期	午前 午後 時から 時頃まで
サポートエリアと条件	（記入例：〇〇市内、〇〇駅から徒歩何分以内、駐車場がある、真夏・年末年始以外、など）	

（この情報はエコロコーディネートとエコロ制度推進のために使用します。）

集団託児手引き（依頼者用）

- 注意事項**
- ・キャンセルの場合は、わかった時点で必ず主催者に連絡してください。
 - ・体調の悪いお子さんは、預けられません。

預けるとき

- ・ 託児を利用する際は、開催時間の15分前に会場に来てください。
- ・ 託児カードを記入の上、当日サポーターに提示してください。
- ・ 身に付けている物には、記名をお願いします。（靴にもお忘れなく。）
- ・ 持ち物はバッグ1つにまとめ、バッグにも名前をつけてください。
- ・ 食事は食べさせて来てください。
- ・ おもちゃやおやつは持たせないでください。（やむを得ない場合は依頼者の判断でお願いします。）
- ・ トイレ、オムツ替えはお子さんを預ける前に済ませておいてください。
ポリ袋にオムツを入れてきてください。使用済みのオムツをその中に入れて持ち帰ります。
- ・ お子さんに、預ける理由と、必ず迎えに来ることをきちんと伝えてください。
- ・ トラブル防止のため、サポーターはお預かりしたお子さんに食事をさせることはしません。

託児中

- ・ 子どもの様子を見に行くのは、極力控えましょう。
やむを得ず、託児途中でお子さんを会場（依頼者）まで連れて行く場合があります。
- ・ 食事等でサポーターの休憩中はお子さんを依頼者に戻します。

終了後

- ・ イベント（活動）終了後、すみやかにお子さんを迎えにいらしてください。
- ・ 使用済みのオムツはお持ち帰りください。

持ち物チェック

※下記以外に必要な物は各自でご用意ください。また管理も各自でお願いします。

- 託児カード 着替え 紙おむつ（ポリ袋へ入れてください。） おしりふき
- 抱っこ紐やおんぶ紐 ポリ袋（汚れたものを入れます） ハンドタオル
- バスタオル（お昼寝の時間にかかる場合） 飲み物 ※全ての物に記名をお願いします。

キリトリ



託児カード

年 月 日

依頼者氏名

お子さんとの続柄（ 母 父 祖母 祖父 ）

ふりがな

お子さんの氏名 _____ 男 女 年齢 _____ 才 _____ ヶ月

普段の呼び方（ _____ ）

今日の体温（ _____ ℃ ） 平熱（ _____ ℃ ）

アレルギー 無 ・ 有（ _____ ）

お預かり前の食事 朝食 昼食 何時頃（ _____ ）

排便 済んだ ・ まだ

お預かり中連絡のつく携帯電話（ _____ ）

その他注意することなどありましたらお書きください

（ _____ ）

集団託児手引き（サポーター用）

依頼を受けてから当日まで

- ・サポート依頼を受けて都合が悪くなった時は、早めに主催者またはエッコロさんまたは、エッコロコーディネーターに連絡してください。身体の具合が悪くなった時、急用ができた時は、当日でも無理をしないで断ってください。
- ・参加者の都合で託児をキャンセルする場合があります。

子どもを預かる時

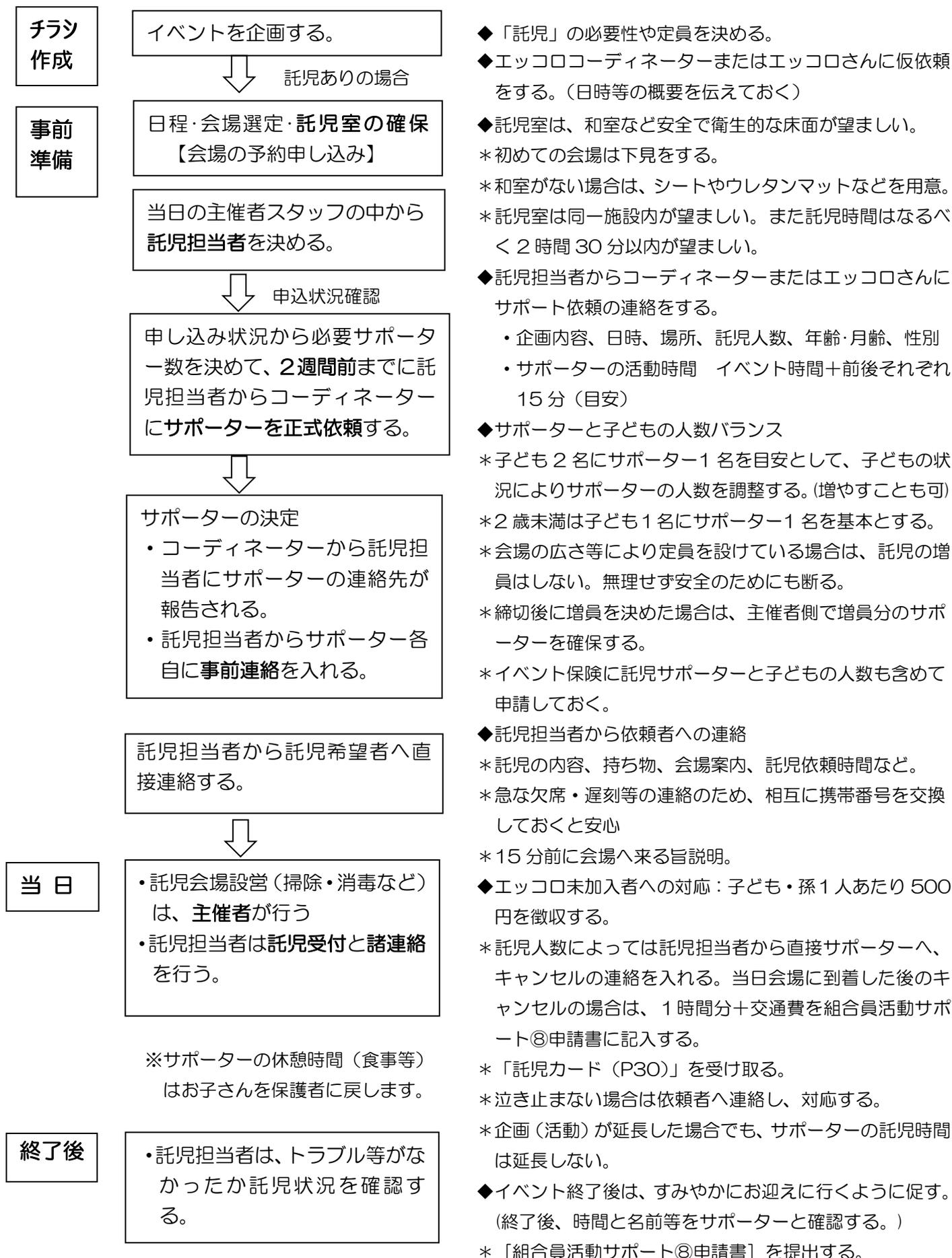
- ・依頼者やサポーター同士で名前が分かるよう名札（主催者が用意）を付けてください。
- ・託児カードの確認、飲み物の確認をしてください。（持参していない場合は、水道水を飲ませて良いか聞きましょう。）
- ・子どもの背中と持ち物に名前をつけてください。（食べ物は預からないでください。）
- ・子どもに食べさせて欲しいと求められたら、依頼者（親）が託児室以外で食べさせるように説明してください。（託児室内でのサポーターによる子どもの飲食は禁止です。）

サポート中の注意点

- ・託児室の安全確認とドアは閉めるなど、配慮してください。
- ・一人遊びをしている子どもでも目を離さないでください。
- ・子ども一人で、部屋の外へ行かせないでください。
- ・サポーターだけで手が回らない時は、抱え込まないで主催者へ相談してください。（事故の回避）
- ・泣き方がひどい、長く泣き止まない時、具合が悪そうな時は、依頼者へ連絡し、連れて行く、呼びに行くなどの対応をお願いします。（※NP講座、ほめ*トレの時は原則として、泣き続けても預かることになっています。）
- ・食事等、休憩時間は子どもを依頼者へ戻してください。なお、休憩時間はサポート料の対象とはなりません。
- ・託児中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにして、使用は控えてください。
- ・子どもを連れて室外に行く時は、ほかのサポーターに声をかけてください。



集団託児手引き（主催者用） 企画から終了までの流れ



集団託児手引き（主催者用チェックシート）

（目安として利用してください。）

企画開催の広報（チラシ等）に入れる項目

- 託児の有無
- 依頼者がエッコロ未加入者の場合は有料（子ども・孫1人あたり500円）
- 託児の申し込み〆切は、開催日の**2週間前**までに設定する。
- 託児利用の参加者は**15分前**に会場に入ること。
- キャンセルの場合の連絡先（または事前に連絡先を伝える。）

事前準備

- 主催者内で託児担当者を決める。
- 人数確定前に、エッコロさんまたはコーディネーターに託児を仮依頼し、企画内容・日時などを伝える。
- サポーターの人数を確定し、エッコロさんまたはコーディネーターに連絡する。
- <P30 集団託児手引き(依頼者用)>の内容を確認し、託児カードの持参と当日にキャンセルする場合の連絡先を依頼者に伝える。
- サポーターに集合時間、サポート時間、託児担当者氏名、連絡先を伝える。
- 備品（玩具、救急セット、託児カード、名札用シール等）、集団託児申請書の事前確認を行う。
- 託児会場は託児人数に応じた広さを確保する。
- 緊急時の対応について決めておく。
 - ・開催場所と託児場所が離れている場合の連絡方法や集合場所などを決めておく。
- イベント保険をサポーターと子どもの人数も含めて申請しておく。

当日の対応

- 託児会場の設営(備品準備)と安全確保を行う。
- 託児の受付を行う。（託児カードの準備や託児依頼者とサポーターの橋渡し、エッコロ未加入者からは利用料500円を受け取る。）
- サポーターと主催者（担当者）との開始前打ち合わせと終了時の引継ぎなどを行う。
 - ・避難経路、消火器やAEDの設置位置などを確認する。

企画終了後

- 依頼者にすみやかにお迎えに行くように促す。
- 「組合員活動サポート申請書⑧集団託児」を記入（サポーター記入欄を確認）、提出する。
- 未加入者利用料を預かった場合は、事務局へ渡す。
- 当日エッコロ加入を受け付けた場合、事務局に対応を依頼する。
- 託児会場の片付け(掃除・消毒など)を行う。

エコロさんとたすけあいグループ

◇エコロさん

- ・支部内で、サポートを依頼する人とエコロサポーターをコーディネートする人です。
- ・エコロさんは1支部に1人です。
- ・エコロコーディネーターから支部内のサポート依頼があったときも対応します。

- ・意思あるサポーターで構成し、グループへの参加は任意です。
- ・グループとして、サポート項目・活動エリアを決めて活動できます。
- ・対応窓口となる代表者を選出します。
- ・「たすけあいグループ登録届」を支部に提出し、連携します。支部組合員へ、活動を広報しましょう。
- ・支部には複数のグループが存在します。

◇たすけあいグループ

- ・支部内のたすけあいと顔の見える関係作りが円滑に進むことを目的に、サポーターのグループ化ができます。

たすけあいグループの可能性

たすけあいのまちづくりを進めるうえで、たすけあいグループは無くしてはならない存在です。たくさんのグループが活動することで、たすけあいの輪が広がります。たすけあいグループはワークスやNPO法人になることで、生活クラブ共済ハグくみのケアサービスやエコロ制度のワークス補助制度の担い手として活躍していくこともできます。

◇費用補助【専用書式をホームページからダウンロードして申請してください】

項目	エコロさん	たすけあいグループ
手数料	サポート依頼を受けた時点で200円/人・回 ※集団託児でサポーター3人ならば600円 くらしのサポートで同じ人が3回行ったら600円	
会議費	1000円（茶菓子代、印刷代等）/月1回	
会場費	上記会議の会場費の実費	
立上げ準備費		結成届提出からさかのぼって、3ヶ月以内の会議費・会場費
交通費・通信費	実費	

◇組織状況（2021年12月現在）

埼玉55支部のうち、25支部でエコロさんやたすけあいグループが活躍しています

ブロック名	狭山	所沢	川口	大宮	熊谷
た す け あ い グ ル ー プ の 支 部	狭山	富士見・三芳	川口	春日部	熊谷
	入間	新座	いぶき	白岡	比企
	日高	和光		加須	本庄
	飯能	朝霞			吹上
	毛呂山	所沢東(休止中)			寄居
		ふじみ野			秩父
					小川
					羽生
					北本

※問い合わせは、ブロックのエコロコーディネーターまたは本部福祉推進部まで。

たすけあいグループ 登録届 (毎年提出)

支部運営委員会へ提出してください

提出日 年 月 日

ブロック名		支部名		結成年月日	年 月 日
代表者氏名				組合員コード	
TEL(連絡の取りやすい番号)				メールアドレス	

活動内容

○印	エコサポート内容	制度番号	活動エリア
	注文代行	⑤	
	消費材の保管・配達	①②③⑥	
	託児(集団、個人)	①②③⑧⑨	
	くらしのサポート	①②③	

内容を限定して活動する場合は具体的に記入してください(IT関連のみ、車両送迎以外など)

グループ名簿

氏名	組合員コード	エコロ会員/家族の別	TEL(連絡の取りやすい番号)
		会員 家族	

支部運営委員会	エコロ福祉委員会	担当事務局	エコロ委員会
/	/	/	/

ワーカーズ利用補助制度

- ・サポーター登録者からサポートできる人が見つからなかった場合に、近隣の「たすけあいワーカーズ」に仕事として依頼できる仕組みです。
- ・エコロ制度利用時はワーカーズへの入会金や年会費等の負担なく、利用できます。
- ・利用料は各ワーカーズごとに異なりますが、限度額分まで、エコロ制度からの給付が受けられます。

◇対象となるサポート項目

- ・くらしのサポート①②③
- ・組合員活動サポート⑨家族の見守り・託児・送迎

◇利用方法

1. 支部のエッコロさんかエコロコーディネーターに連絡してください。
2. エッコロコーディネーターがサポーター登録者にあたってみて、サポートできる人がいない、見つからない場合は、エリアで活動しているワーカーズにつなぎます。
3. サポート利用後は依頼者がワーカーズ利用料を支払い、領収書を添付して申請書をセンターに提出します。(700円との差額を自己負担する場合はエコロ制度から給付を受ける額を申請額の欄に記入する。)
4. エッコロ福祉委員会の事由審査後に依頼者に給付されます。(共同購入代金と相殺)

◇活用例

◆くらしのサポート①②③

基本料金 1,500 円のワーカーズに 2 時間依頼した場合
【パターンA】

1,500円×2=3,000円をエコロ制度から給付を受けると、今年度中に残り7,500円分のサポートが受けられる。

【パターンB】

1,500円-700円=800円は自己負担として、700円×2=1,400円の給付を受けると、今年度中に残り9,100円分のサポートが受けられる。

※どちらのパターンで利用するかは自分の都合で決められます。限度額を超えても継続してサポートを依頼したい時には、ワーカーズの会員となって引き続き利用できます。

※交通費は依頼者負担です。

◆組合員活動サポート⑨

基本料金 1,500 円のワーカーズに依頼した場合

年度内の回数には制限はないが1回5,000円の限度があるため、1,500円×3.25=4,875円なので、1回、3時間15分まで依頼できます。(実際のサポート時間は各ワーカーズと相談して決めてください。)

※ワーカーズのサポートは最低1時間から利用できます。土・日・祝日、時間外(延長)等の料金は基本料金より割増しとなる場合があります。詳しくは各ワーカーズに問い合わせてください。

利用可能なワーカーズ (2021年12月現在)

ブロック	利用できる自治体名	たすけあいワーカーズ名 連絡先	基本料金/ 1時間
狭山	鶴ヶ島市 坂戸市 鳩山町 毛呂山町 川島町 越生町 ときがわ町	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ a.n (あん) 080-6602-4865	1,200円
	入間市 狭山市	企業組合つどい ワーカーズコレクティブ たすけあい 結ま〜る 090-7181-0725	1,500円
	川越市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ま・た・ね 090-3137-9857	1,500円
	日高市 飯能市	企業組合つどい ワーカーズコレクティブ たすけあい えがお 090-7181-0725	1,500円
所沢	所沢市 富士見市 三芳町 新座市 和光市 朝霞市 志木市 ふじみ野市	企業組合 たすけあい輪っはっは ワーカーズコレクティブ はな 04-2943-1210	1,300円
川口	さいたま市 (浦和区、中央区、南区、緑区、桜区) 蕨市 戸田市 川口市	NPO法人 たすけあいワーカーズ この指とまれ! 048-753-9315	1,200円 +税
越谷	越谷市 吉川市 松伏町 三郷市 八潮市	認定NPO法人子育て支援 ワーカーズコレクティブ みるく 080-2055-2092	1,200円
	草加市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ひまわり 048-943-0909	1,200円
大宮	さいたま市 (大宮区、西区、北区、岩槻区) 蓮田市 春日部市 白岡市	特定非営利活動法人 あいのて 048-689-3515	1,500円
	加須市 久喜市 (旧菅蒲町は除く)	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ きらきら館 070-2796-6448	1,200円
熊谷	桶川市 北本市 鴻巣市(旧吹上町は除く) 旧菅蒲町	NPO法人 ワーカーズコレクティブ てとて 080-3914-4146	1,200円



よりそいサポーターとTハウス

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所

Tハウスとは

- ・暮らしの中の「ちょっと教えて」「困ったな」について話を聞き、いっしょに考えます。寄り添って、分かる人や機関につなげます。
- ・運営の中心は養成講座を受講した、よりそいサポーターが担います。
- ・予約や登録は不要、開催中の出入りは自由です。
- ・定期的に継続して、開催します。
- ・身近に顔の見える関係を作るために、小さくたくさんつくっていきましょう。
- ・地域の暮らしを豊かにするために、組合員だけでなく、みんなでさまざまなことを考えていきましょう。

Tハウスを始めるには？

- ①よりそいサポーターになりましょう
よりそいサポーター養成講座を受講します。
エコロ会員なら、誰でも受講できます。
養成講座開催については、COMEONかもんやホームページで広報します。
詳しくは福祉推進部まで。
TEL：048-424-2763
- ②仲間を誘いましょう
Tハウスは複数人での開催を勧めています。ひとりで抱え込まないためにも、定期的に継続していくためにも、周囲の仲間へ声をかけ、一緒に開催していきましょう。
- ③Tハウス設置申請をしましょう
よりそいサポーターが「Tハウス設置申請書」を支部に提出します。また、次年度、継続する場合も「Tハウス設置申請書」を2月末までに支部に提出します。

Tハウスの補助

補助の種類	補助内容	条件・その他
「Tハウス」設置時補助 5,000円限度	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に必要な費用(看板、文具、茶器、コーヒーマーカーなど) ・設置申請から6ヶ月程度の間購入したものの 	<ul style="list-style-type: none"> ・Tハウス設置時補助申請書に、領収書を添付して申請します。
「Tハウス」開催時補助 3,000円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・茶菓子等食品購入費、消耗品費 ・チラシ代 ・講師料(1,000円/月+交通費) ・スタッフ交通費・通信費 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者から徴収する参加費で不足する費用を補助します。 ・他の補助との重複不可。 ※図書、備品は対象外です。(参加費での購入は可)

開催のしかた

- ・事前に組合員や地域に向けて、お知らせをします。
- ・Tハウスの広報(チラシ等)は、主催者が用意することが原則です(作成・印刷・紙代)。また、所属支部と確認し、支部機関紙、SNS、生活クラブ埼玉ホームページ等も活用しましょう。
- ・開催前日までにイベント保険を申請します。
- ・開催当日、会場に「Tハウス開催中」の掲示を行います。
- ・開催費用(茶菓子代等)は原則として、参加費で賄います。(エコロ制度からの補助あり)
- ・子どもも参加者として、託児は参加者どうしで行います。(エコロ制度の託児は利用できません。)

イベント保険の
申請はこちら→



開催後の流れ

- ・開催後 60日以内にチラシなどの広報物と領収書を添付した「Tハウス開催報告書」を支部に提出します。
- ・イベント保険の事後報告を行います。
- ・支部が報告書を確認し、共有します。ブロックエコロ福祉委員会が支部から提出された報告書を審査確認します。
- ・補助費は報告書提出後、翌月または翌々月に共同購入代金と相殺で支払われます。

Tハウスの申請書式等はこちら→



生涯学習と地域交流

安心して暮らしていくための、学びと出会いの機会を作っています

◇エッコロの補助でさまざまな学習会・交流会などを開催できます。

◇開催主体は原則として支部（またはブロック）です。興味があれば、支部に開催を働きかけましょう。

こんなことができます

・エッコロを知る講座

エッコロ学習会・・・エッコロ制度の理解を深め、地域に広げていくために学び合います。

・エッコロサポーターを支える講座

託児や家事支援の基礎講座など、サポーターのスキルアップのための講座です。

・地域の支えあいを豊かにするための暮らし方講座

介護や託児の入門講座や傾聴・片付けなど、支え合う暮らしに役立つ講座を開きましょう。

・子育て関連講座

子どもを育てるすべての人と子ども自身を支えるための学びの場を作りましょう。

・顔の見える関係作りのための交流会

地域の課題を共有したり、いざというときに備えてつながりを作っておいたり。知り合いを増やすための場を作りましょう。

・CCSの講座

NPプログラム（乳幼児の親のための講座）、ほめ＊ほめ子育てトレーニング（子どもとの良好な関係を築くための講座）を始め、多数の子育て関連講座や、福祉・介護に関する講座があります。

CCSの講座一覧はこちらで検索→

[検索](#) [生活クラブ埼玉](#) [活動ハンドブック資料編](#)

CCSって？

2009年総代会で、生活クラブの福祉方針から生まれた組織がCCS（NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉）です。たすけあいワーカーズ（福祉グループ）の創出とネットワーク構築などのための中間支援組織として設立されました。生活クラブ運動グループを構成する5団体のひとつとして、ともに活動しています。

また、独自の講座事業は、生活クラブとともに作り上げた子育て支援講座など幅広く、毎年多くの支部やブロックで開催されています。



CCSのホームページは
←こちらから



エコロ基金

毎月のエコロ会費 100 円の中から 10 円相当を積み立て、地域福祉に関わる団体を支援する福祉基金として、たすけあいのまちづくりに生かしています

基金の内容

①たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会の費用補助

暮らしの中での困った出来事に解決の糸口を探したいときや、ワーカーズという働き方に興味を持ったときなどに、すでにワーカーズで働いている人との交流や、ワーカーズとは何か、といった学びの場などを持つことができます。所属の支部やブロックに相談してください。

②ワーカーズ連合会による設立までの伴走支援に対する助成

ワーカーズに興味はあるけれど何から始めていいかわからない、といったときにワーカーズ連合会からの様々な支援を受けることができます。ワーカーズ連合会へ直接問い合わせてください。

連絡先：Tel/Fax 048-767-7511

③新設および新規たすけあい事業に対する初期費用補助

たすけあいワーカーズとしてスタートするときや、今あるワーカーズが新たなたすけあい事業を始めるときに、初期費用を補助します。申請用紙を本部へ提出してください。

エコロ制度では、生活クラブと志を同じくするたすけあいワーカーズが地域に数多く生まれ事業を行っていくことで、安心した暮らしを築けると考えています。本基金では生協の目指す「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現に、埼玉ワーカーズコレクティブ連合会とともに取り組んでいます。



←ワーカーズ連合会の HP はこちら

エコロ基金の詳細はこちら→



エコロ基金運営管理規定

第 1 条（目的）エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合の目指す地域福祉のための「福祉基金」とし、福祉活動に携わる団体・グループの活動を経済的に支援します。

第 2 条（運営）基金の運営はエコロ委員会が担うものとします。

第 3 条（委員会の検討事項）運営にあたるエコロ委員会は下記の事項を検討し、理事会に提案することとします。

- ・基金の運営及びスケジュール
- ・各年度の基金予算概要

第 4 条（予算の執行）エコロ委員会にて検討し、理事会に提案することとします。

第 5 条（事業計画および収支予算）事業計画および収支予算書類はエコロ委員会が作成し、理事会に提案することとします。

第 6 条（事業報告および収支決算）事業報告および収支決算書類は、エコロ委員会が作成し、理

事に提案することとします。

第 7 条（広報）エコロ委員会はエコロ基金によって行なわれる事業であることを、助成を受けた対象者に対し広報するように推進します。また、該当する事業年度終了の結果報告についても同様とします。

第 8 条（規定の改廃）この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第 9 条（雑則）この規定に定めるほか、必要な事項については理事会での議決によります。

第 10 条（附則）この規定は 2002 年 4 月 1 日から施行します。

- 2 この規定の改廃は生協の理事会において行うものとします。
- 3 この規定は 2003 年 1 月 28 日、2004 年 4 月 1 日、2005 年 4 月 1 日、2009 年 10 月 1 日、2016 年 4 月 1 日に改訂した履歴があります。
- 4 この改訂規定は 2019 年 4 月 1 日より施行します。

生活クラブ埼玉 エッコロ制度規約

第1条 (目的) 生活クラブエコロ制度(以下エコロ制度という)は、生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる内容を行うことを目的とします。

第2条 (サポート内容) 生協は加入者から会費を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対してサポートを行うものとします。

1. 暮らしのサポート

- (1) 病気・ケガ・療養時サポート
- (2) 子育てに関するサポート
- (3) 困ったときのサポート
- (4) 「生活と自治」リーディングサービス
但し、就業を理由としたサポートは対象外となります。

2. 組合員活動のサポート

- (1) 注文を代行する。
- (2) 活動中の消費材の保管・配達
- (3) 配達当日の消費材・受け取り容器の破損・汚損・盗難
- (4) 活動中に集団託児で子どもを預かる
- (5) 活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、託児
- (6) 活動中、幼稚園、学童保育、保育園、高齢者・障がい者施設などでの一時預かり利用及び延長利用
- (7) 活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の治療実費と入院見舞金
- (8) 活動中の不慮の事故で死亡した場合
- (9) 活動中に対人・対物賠償責任を生じた場合
- (10) 活動中の自己所有物の破損・盗難・紛失、自動車の自損事故
- (11) 活動費が盗難にあった時

3. お祝い

- (1) 本人・配偶者が出産した時のお祝い
 - (2) エッコロ加入30周年記念品贈呈
- 2 (エコロ基金) 会費の一部をエコロ基金に積み立て、地域福祉を進める活動に活用します。基金の管理・運営はエコロ委員会が行います。
- 3 (新たな事業) その他新規事項については総代会・理事会の決定に基づくものとします。

第3条 (エコロ委員会の設置) エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「エコロ委員会」を設置します。エコロ委員会は理事長もしくは副理事長、常勤理事1名、福祉担当理事、福祉担当ブロック役員で構成します。

- 2 (エコロ委員会の議決事項) エッコロ委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。
- (1) エッコロ制度内容の検討に関する事項
 - (2) エッコロ基金の運用
 - (3) エッコロ事業案の策定に関する事項
 - (4) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

第4条 (加入者の範囲) 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協組合員とします。

- 2 (加入手続き) 生協に申込み、生協の受理をもってします。
- 3 (加入会費及び払込方法) 加入者は、会費月額100円を、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。会費の払込方法は、別に定める細則によります。
- 4 (加入条件の詳細) 生協は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。

第5条 (契約年度) 制度契約年度は4月1日より翌年の3月31日までとし、年度途中における解約は原則できないものとします。解約方法は別に定める細則によります。

2 (契約の変更) 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。

(1) 加入者の氏名の変更 (2) 加入者の住所の変更

3 (契約の消滅) 加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。

4 (契約の更新) 制度契約期間の満了する契約について、当該制度契約の満了日までに制度契約者から契約を更新しない意思の申し出がされない場合は、同一内容(規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容)で、制度契約の更新の申込があったものとみなし、制度期間の満了翌月1日(以下「更新日」という。)に更新するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。当該制度契約者が、次のいずれかに該当するとき

- ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる場合
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第6条 (加入効力の開始) エッコロ制度の効力の開始は申込みが受理された日よりとします。

第7条 (事由発生時の報告) 加入者またはその家族は事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

第8条 (給付金の受取人) 給付金の受取人は加入者本人及びサポーターとします。

- 2 (給付金の支払請求) 事由が発生した時は、その発生日から原則60日以内に、申請書と必要な添付資料を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。申請時は生協の組合員であることとします。
- 3 (給付金の支払) 給付金は事由内容を規約及び細則にそって、生協が支払うものとします。
- 4 (給付の時効) 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れます。
- 5 (給付の調整) 給付金の支払いに関し生協と受取人の間に疑義が生じた時はエコロ委員会において調整するものとします。

第9条 (業務委託) 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

第10条 (細則) 生協はこの規約に定めるほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動することとします。

第11条 (附則) この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

- 2 (規約および細則の改廃)
この規約の改廃は生協の理事会において行うものとします。
生協は、エコロ制度契約期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情により、この規約または細則を変更する必要がある場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に制度契約者と合意をすることなく、制度内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。
- 3 前項の場合、生協は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期を生協のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。

- 4 この規約は1987年7月1日、1988年8月1日、1990年7月1日、1991年7月1日、1992年4月1日、1993年4月1日、1994年4月1日、1995年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2005年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2011年10月1日、2015年8月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります
- 5 この改規約は2022年4月1日より施行します。

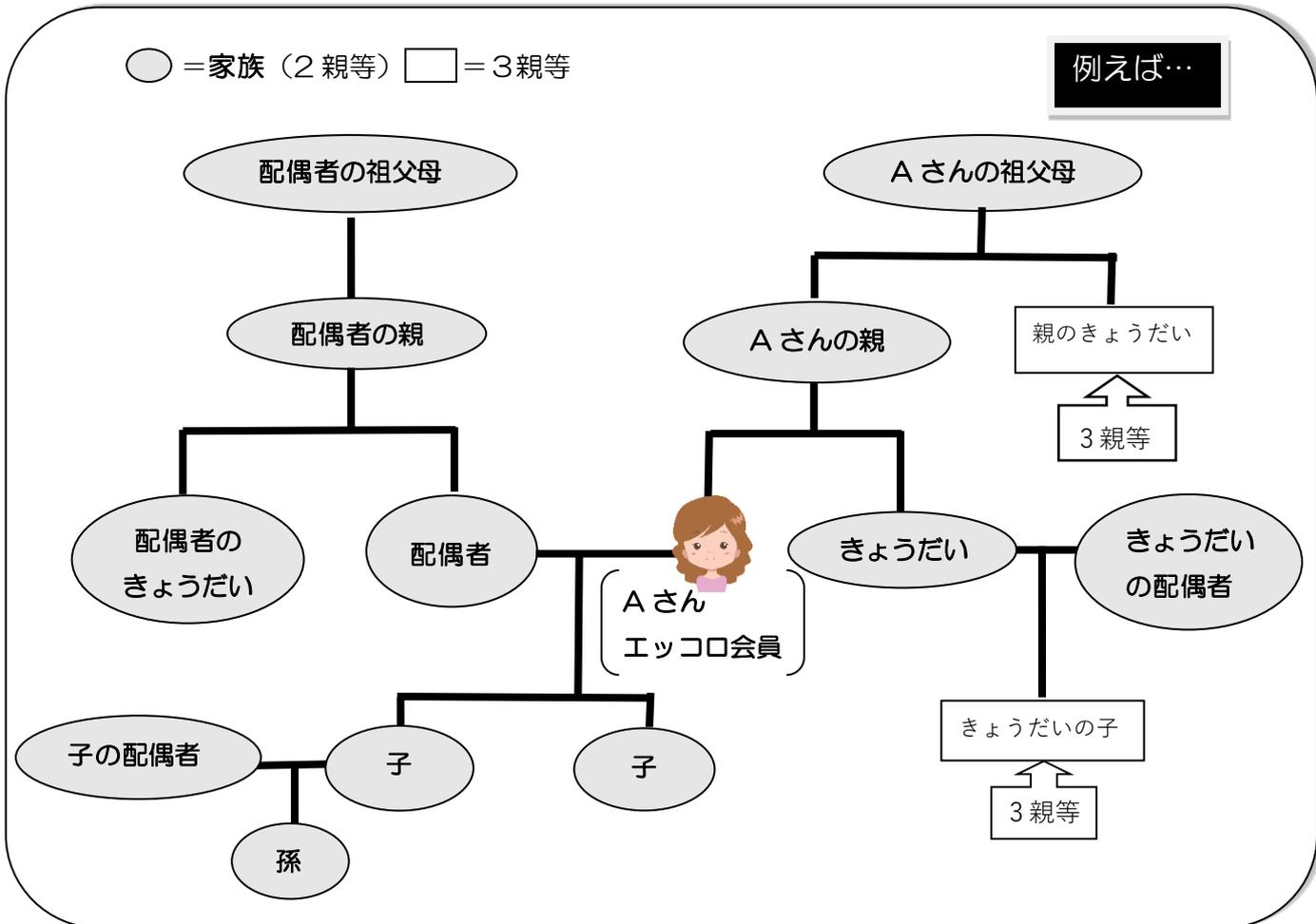
生活クラブ埼玉 エッコロ制度細則

- 第1条 (総則) エッコロ制度規約 (以下「規約」という) 第10条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。
- 第2条 (家族の定義) 規約に規定する「家族」とは同居、別居を問わず2親等までとする。
- 第3条 (不慮の事故の定義) 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。(1) 交通事故 (2) 不慮の中毒 (3) 不慮の墜落 (4) 天災 (5) 災及び火焰による不慮の事故 (6) 不慮の溺没 (7) 不慮の打撲 (8) その他エコロ委員会が特に認めたもの
- 第4条 (入院の定義) 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要である時とします。
- 2 (病院の定義) 病院とは医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。
- 3 (入院の継続) 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。同一病気・同一事故に起因する入院は、入院を繰り返しても1事由とします。
- 第5条 (契約年度をまたがる事由の取扱い) 事由が期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。
- 第6条 (組合員活動の定義) 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受及び集金・支払行動などとする。
- 第7条 (会費の払込方法) 規約第4条-3の会費の払込み方法は、毎月度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払い込むものとします。
この会は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。

- 第8条 (解約方法) 脱退届けを月に1度受付け、解約できるものとします。
2 脱退を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。
- 第9条 (保障内容) 規約第5条-1に規定する「契約年度中に発生した各事由に対する保障内容」及び、規約第8条-2に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は別表とおりとします。
- 第10条 (サポート及びサポーターの定義) 「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、サポーターとはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。
2 サポーターは、加入者本人と18歳以上の家族とします。
- 第11条 (家事の定義(範囲)) 規約に規定する「家事」とは、掃除・洗濯・食事の支度・育児など、家庭生活に欠かせない仕事とします。
- 第12条 (在宅療養の定義) 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。
- 第13条 (申請時における受付受理日の定義) 規約に規定する給付の時効とする起算日は、申請書にある事務局受付日とします。
- 第14条 (附則) この細則は1986年7月1日から施行するものとします。
2 この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。
3 この細則は1987年7月1日、1988年8月1日、1990年7月1日、1992年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります。
4 この改訂細則は2022年4月1日より施行します。

家族の範囲

エコロ制度での「家族」の範囲は同居、別居を問わず2親等までです。



ブロックエリア



エコロ制度加入申込書

配達便またはデポへ提出してください

フリガナ		支 部	
氏名		班・個配・デポ	
		組合員コード	
		事務局記入欄	
電話番号		担 当	
		処理日	/

※ 会費は毎月 100 円。共同購入代金と同時に引落しです。

エコロサポートつばやきカード

年 月 日

氏名 _____ サポート日 _____ 年 月 日

サポート内容 (_____)

サポートした・してもらった感想、良かったこと

サポート時に困ったこと、気づいたこと

エコロ制度についての意見があれば記入してください。

配達便またはデポへ提出してください。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

MEMO

【あなたの街の エッコロコーディネーター】

コーディネート受付時間 月～金 9:00～17:00（祝日、夏季・年末年始休業日を除く）

	自治体名	コーディネーター	TEL/メールアドレス	QRコード	
狭山ブロック	狭山市・入間市・日高市・飯能市	ワーカーズコレクティブ えがお	070-3970-2139 eccolo.egao@docomo.ne.jp		
	川越市	ワーカーズコレクティブ ま・た・ね	070-3970-2141 eccolo.matane@docomo.ne.jp		
	坂戸市・鶴ヶ島市・鳩山町・川島町・毛呂山町・ときがわ町・越生町	NPO法人 ワーカーズコレクティブ a.n（あん）	090-2476-8317 eccolo.sayamab-seikatuc1221@docomo.ne.jp		
所沢ブロック	所沢市・富士見市・三芳町・新座市・ふじみ野市・和光市・朝霞市・志木市	企業組合 たすけあい輪っはっは ワーカーズコレクティブ はな	090-2476-8318 ekkorozawa@docomo.ne.jp		
川口ブロック	さいたま市（浦和区、中央区、南区、緑区、桜区）・川口市・蕨市・戸田市	NPO法人 たすけあいワーカーズ この指とまれ！	090-2476-8319 eccolo.8319@docomo.ne.jp		
越谷ブロック	草加市・三郷町・八潮市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ひまわり	070-3970-2142 eccolo.himawari@docomo.ne.jp		
	越谷市・吉川市・松伏町	NPO法人 子育て支援 ワーカーズコレクティブ みるく	090-7416-4960 eccolo.koshigaya5454@docomo.ne.jp		
大宮ブロック	さいたま市（大宮区、西区、北区、見沼区、岩槻区）・蓮田市・白岡市・伊奈町・春日部市・上尾市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ あいので	090-7416-4961 eccolo.4961@docomo.ne.jp		
	加須市・杉戸町・宮代町・幸手市・久喜市（旧菖蒲町は熊谷ブロック）	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ きらきら館	070-3970-2145 eccolo.kirakira@docomo.ne.jp		
熊谷ブロック	桶川市・北本市・行田市・熊谷市・鴻巣市・秩父市・羽生市・東松山市・深谷市・本庄市・小鹿野町・小川町・上里町・長瀨町・滑川町・美里町・皆野町・横瀬町・吉見町・寄居町・嵐山町・旧菖蒲町・旧神川町	NPO法人 ワーカーズコレクティブ てとて	090-7416-4962 eccolo.kumagaya4962@docomo.ne.jp		

本部福祉推進部：048-424-2763

受付時間 月～金 9:00～16:30（夏季・年末年始休業日を除く）

ブロック： 支部： 組合員コード：

エコロさんの連絡先：